

## 専門医等認定制度施行細則の改正について

過日開催されました指導医・専門医制度委員会および理事会の承認を得て、専門医等認定制度施行細則が下記のとおり改正されました。

### 救急科専門医指定施設認定条件の改正

#### 専門医等認定制度施行細則第 3 章 専門医指定施設の認定

##### (現行)

第 11 条 専門医指定施設は、規則第 4 章第 6 条に定める以外に、原則として次の各項の条件を備えていなければならない。

1. 救急部門があること。
2. 各種の救急患者を診療していること。
3. 救急車で搬送される救急患者を充分数受け入れていること。
4. 院外心肺停止（CPA）患者を充分数受け入れていること。
5. 日本救急医学会専門医が 2 名以上常勤医として勤務していること。
6. 専門医の修練に適した設備が完備されていること。

ただし、専門医指定施設の新規申請に限り、第 5 項の規定にしばられずに、日本救急医学会専門医が 1 名でも申請することができる。



##### (改正後)

第 11 条 専門医指定施設は、規則第 4 章第 6 条に定める以外に、原則として次の各項の条件を備えていなければならない。

1. 救急部門があること。
2. 各種の救急患者を診療していること。
3. 救急車で搬送される救急患者を充分数受け入れていること。
4. 院外心肺停止（CPA）患者を充分数受け入れていること。
5. **救急科**専門医が 2 名以上常勤医として勤務していること。
6. 専門医の修練に適した設備が完備されていること。

**7. 救急部門の専任医がいること。**

**8. 学会活動等救急医療に関する業績が充分あること。**

ただし、専門医指定施設の**初回**新規申請に限り、第 5 項の規定にしばられずに、**救急科**専門医が 1 名でも申請することができる。

##### 改正点

認定条件として 7 項・8 項を追記

の項の文中に「初回」と追記し、初回新規申請時のみ救急科専門医が 1 名でも申請可能とする用語の統一を図るため、「日本救急医学会専門医」を「救急科専門医」に改める

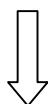
## 専門医等認定制度業績目録の改正

### 専門医更新に必要な業績目録

#### (現行)

#### 3. 司会・座長

日本救急医学会総会	50 点
日本臨床救急医学会総会	35 点
日本救急医学会地方会	20 点
日本医学会総会及び救急医学に関連する日本医学会分科会 <sup>*1</sup> (地方会は除く)	10 点
その他の救急医学に関連する学会・研究会 <sup>*2</sup> (地方会は除く)	5 点
日本救急医学会主催・共催のセミナーまたは講演会	主催：30 点



#### (改正後)

#### 3. 司会・座長・**指定討論者等**

日本救急医学会総会	50 点
日本臨床救急医学会総会	35 点
日本救急医学会地方会	20 点
日本医学会総会及び救急医学に関連する日本医学会分科会 <sup>*1</sup> (地方会は除く)	10 点
その他の救急医学に関連する学会・研究会 <sup>*2</sup> (地方会は除く)	5 点
日本救急医学会主催・共催のセミナーまたは講演会	主催：30 点

#### 改正点

コメンテータやディスカッサー等の実績を考慮するため、「3. 司会・座長」に「指定討論者等」を追記

以 上